

仕様書

高速鉄道部運輸課運輸係

件 名	案内業務サービスに係る多言語音声翻訳機購入
納品(履行)場所	京都市交通局高速鉄道部運輸課内
履 行 期 限	令和 8 年 9 月 3 0 日まで
内 容	1 業務概要 3 に記載のサービス機能を付した多言語音声翻訳機を京都市交通局（以下、「当局」という。）に販売し、5 ～ 8 及び特記事項等に記載する内容を実施すること。 2 契約条件 契約金額には以下の全てを含むものとする。 (1) 初期費用 多言語音声翻訳機本体費用、2 年間のグローバル通信費用（S I M 通信）、3 年間の保証費用、事務手数料、付属品及び備品等に係る費用、多言語音声翻訳機の配送料及びその他一括で支払いが発生する費用 (2) その他の費用 その他、多言語音声翻訳機に係る案内業務サービスを実施するに当たり必要な費用 3 納品数量は下記のとおりとする。なお、納入物品について同等品を可とする。（同等品の要件は(2)において記載する。） (1) 6 台 (2) 納入する多言語音声翻訳機は、ソースネクスト株式会社 P O C K E T A L K （ポケットーク）S 2 又は同等品とするほか、以下の内容を満たすものとする。 ア 重量及び大きさ 重量は 1 0 0 グラム以下とし、片手で容易に持ち運ぶことができる程度の大きさであること。 イ 電源及びバッテリー 約 7 日の連続待受けが可能であること。 ウ タッチパネル 本体に 2 . 8 インチ相当の液晶タッチパネルを有すること。

エ 翻訳機能

翻訳機能については、以下の全てを有するものとする。

- (ア) オンラインでの翻訳が可能であること。
- (イ) 多言語音声翻訳機本体にマイクとスピーカーを備え、マイクで翻訳前の内容を聞き取り、その翻訳結果を音声によって出力する機能を有すること。また、タッチパネルに、翻訳前の聞き取り内容及び翻訳結果がテキスト表示される機能を有すること。
- (ウ) 翻訳対応言語は92言語以上とし、このうち、90言語以上で双方向の音声翻訳が可能であること。
- (エ) 他社の翻訳エンジンを利用する場合、提供元から正規にライセンスを受けている証明が可能であること。
- (オ) 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が開発した翻訳エンジンに加え、複数の翻訳エンジンを組み合わせて最適な翻訳ができること。
- (カ) 翻訳履歴から別言語へ翻訳ができる再翻訳機能、翻訳履歴から逆翻訳ができる逆翻訳機能を有すること。

オ カメラ翻訳機能

多言語音声翻訳機本体にカメラを備え、テキスト（文字情報）をカメラで撮影した際、テキスト内容を自動認識し、タッチパネルに翻訳結果を表示する機能を有すること。翻訳対応言語は、56言語以上とすること。

カ 履歴保存機能

多言語音声翻訳機上で、翻訳履歴を過去10、000件分保存でき、再生できること。

キ 通信規格

翻訳機能等のためにインターネットへの通信が必要な場合、4G、Wi-Fi 802.11 a/b/n/g、Bluetooth 4.2を有していること。また、多言語音声翻訳機に、Wi-Fi接続において、固定のIPアドレス設定が可能であること。

ク 通信エリア

通信エリアは国内とし、国内で利用可能なSIMカードを付属又は多言語音声翻訳機に内蔵すること。

4 備品

(1) 翻訳言語選択ツール

多言語音声翻訳機を利用する際の言語選択を容易にするため、案内をする相手方が、どの言語圏の方なのかを簡単に識別できるツールを納入台数分提供すること。

(2) 付属品

充電用アダプタ、ケーブル等、多言語音声翻訳機を使用する上で必要となる付属品を納入台数分提供すること。

(3) アクセサリ類

多言語音声翻訳機の損傷を防ぐためのタッチパネル保護シール、専用ケース及び専用ストラップを納入台数分提供すること。

5 操作マニュアル

操作マニュアル（研修マニュアル）を作成し、多言語音声翻訳機と同時に納品すること。操作マニュアルの内容等は以下のとおりとする。

(1) 操作マニュアルの内容は、多言語音声翻訳機の基本操作方法及び各サービス機能の操作方法等とすること。

(2) 操作マニュアルについては、データで当局に提供すること。また、データの形式は、当局が実施する業務研修等において、使用可能なものとする。

6 故障等の対応

(1) 保証期間内における故障等については、P O C K E T A L K ・ワイド延長保証の内容に基づいて速やかに対応すること。

(2) 保証期間外における故障等については、当局が相当の修理費用を負担することにより、速やかに対応すること

7 初期設定

(1) 多言語音声翻訳機は、納品後すぐに使用できるよう、必要な初期設定を全て済ませておくこと。

(2) (1)については、故障時の修繕及び交換機の提供時においても同様とする。

8 遵守事項

(1) 受注者は、実施に当たり、本仕様書、当局の契約規程その他諸法規を遵守するとともに、当局と十分連絡を取り合い、必要な承認を得なければならない。

(2) 受注者は、実施に当たり、知り得た事項を当局の承認を得ず、他へ漏らしてはならない。

特 記 事 項 等	1 支払等 (1) 支払方法は、原則として一回払いとし、初期費用、事務手数料、備品等に係る費用、その他、多言語音声翻訳機の利用開始までに必要な費用は、初回時に支払うものとする。 (2) 支払回数は、当局と受注者が協議して決定することとする。 2 保証期間 本業務の保証期間は、完了検査合格後、発注者が当該物品の契約不適合を知った場合、発注者の指定する期間内に、受注者は契約に適合している同一又は同等製品により修補を行うものとする。ただし、発注者に責任のある場合はこの限りでない。 3 協議事項 受注者は、本仕様書に記載されていない事項及び不明な事項については発注者受注者協議のうえ定めるものとし、協議後は発注者の指示に従うものとする。
------------------	--